

広島県告示第三百四十六号

広島県土地利用基本計画の一部を次のとおり変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定によって公表する。

なお、その関係図書は、広島県環境県民局環境県民総務課及び各広島県農林水産事務所（農林事業所を含む。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年四月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

都市地域について広島市、三原市、農業地域について呉市、尾道市、森林地域について広島市の区域の一部を変更した。